

各務原市個人の市県民税等の特別徴収分の納入済通知に係る電磁的記録による授受に関する事務取扱要綱

(令和6年3月29日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、市と金融機関が個人の市県民税（森林環境税を含む。）の特別徴収分の納入済通知書に記載すべき内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）（以下単に「電磁的記録」という。）の授受を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(取扱金融機関)

第2条 電磁的記録の授受を取り扱うことができる金融機関（以下「取扱金融機関」という。）は、各務原市指定金融機関及び各務原市収納代理金融機関のうち、この要綱に定める方法により電磁的記録の授受ができる金融機関とする。

(電磁的記録の授受の方法)

第3条 市は、取扱金融機関が電磁的記録を記録するための記録媒体を、毎月取扱金融機関に送付するものとする。

2 取扱金融機関は、電磁的記録を前項の記録媒体に記録し、当該電磁的記録に記録された納入済通知の件数及び合計金額を記載した集計表を添付して、市に引き渡すものとする。

3 電磁的記録及び当該電磁的記録を記録する記録媒体の仕様は、別に定める。

4 取扱金融機関は、電磁的記録を記録した記録媒体を市に引き渡した後、取扱金融機関において保存されている当該電磁的記録の内容を変更してはならない。

5 取扱金融機関は、市に引き渡した記録媒体に記録されている電磁的記録の内容に誤りがあることが判明した場合は、速やかに市に連絡の上、正しい電磁的記録を記録した記録媒体を市に引き渡すものとする。

(取扱手数料の額)

第4条 市は、取扱金融機関に対し、取扱手数料を支払うものとする。

2 前項の取扱手数料の額は、電磁的記録に記録された納入済通知1件当たり10円とし、消費税等相当額は、請求の際に別途加算する。

3 取扱金融機関は、4月分から9月分まで及び10月分から翌年3月分までの電磁的記録の取扱件数を取りまとめ、請求書により市長に取扱手数料を請求するものと

する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、令和6年4月1日以後に行う電磁的記録の授受について適用する。